



当該バスのエンジンルーム付近から出火していたことから、運転者は乗客を非難させるとともに消火を行った。

当該車両は、メーカーにて火災の原因調査を行う予定。

#### (2) 貸切バスが道路を横断中の歩行者をはね死亡

6月11日(水)午前10時20分頃、和歌山県内の県道交差点のバス停付近において、大阪府に営業所を置く貸切バスが乗員乗客36名を乗せ走行中、道路に出てきた男性をはねて死亡させた。貸切バスの乗客に怪我はなかった。

事故現場は片側1車線の下り坂で、運転手は約30m手前で歩行者に気づき警音器を鳴らしたが歩行者は動かず、急ブレーキをかけたが間に合わず、対向車もいたことから避けることもできずはねた模様。

#### (3) タクシーが道路を横断中の歩行者をはね死亡

6月9日(月)午後9時30分頃、山口県内の県道において同県に営業所を置くタクシーが走行中、道路を横断していた女性をはねた。

この事故により道路を横断していた歩行者の女性が死亡した。なお乗客、運転者にけがはなかった。

事故現場は片側1車線の見通しの良い直線道路で、当時歩行者の女性は車道を当該タクシーの左から右側へ横断しており、タクシーの運転者は歩行者を発見したが間に合わずはねた模様。

#### (4) 軽自動車がセンターラインを超えトラックと衝突

6月7日(土)午前1時頃、埼玉県内の国道において、群馬県に営業所を置くトラックが走行中、対向車線の軽自動車がセンターラインを越えてスピニングしてきたため、回避しようとしたが、間に合わず衝突した。

この事故により、当該軽自動車の乗員4名が死亡した。

事故原因は現在調査中。

なお、当該トラックの運転者にケガはなかった。

#### ※お詫びと訂正

メールマガジン第251号(H26.6.6)の重大事故等情報に誤りがありましたので、お詫びして訂正します。

(正) (6) トラックの追突事故、秋田県内の国道で、岩手県に営業所を置くトラック

(誤) (6) トラックの追突事故、秋田県内の国道で、愛知県に営業所を置くトラック



【2. 貸切バス事業者に対する集中監査の実施について】

貸切バス事業者については、安全管理規程及び安全統括管理者の選任の届出を義務づけたところですが、この届出を行っていない事業者があることから、このような事業者を中心に、夏の多客期前に集中的に監査を実施します。

詳細は以下の自動車局HPに掲載されておりますので、ご覧ください。

→ [http://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha02\\_hh\\_000168.html](http://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha02_hh_000168.html)



【3. ホイール・ボルト折損による大型車の車輪脱落事故が増加しています！】

平成25年度中の大型車（車両総重量8トン以上のトラック又は乗車定員30人以上のバス等）のホイール・ボルト折損による車輪脱落事故の発生状況がまとまりましたので公表します。

当該事故が2年連続で増加し、平成25年度も前年度比約3割増と大きく増加したことから、適切な車両管理により事故防止が図られるよう、大型車の使用者に対して、改めて注意喚起することとしました。

詳細は以下の自動車局HPに掲載されておりますので、ご覧ください。

→ [http://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha09\\_hh\\_000091.html](http://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha09_hh_000091.html)



【4. 北陸道高速バス事故を受けた安全対策について】

平成26年3月3日未明に北陸自動車道において発生した高速乗合バス事故は、乗客・乗員2名が死亡、乗客等26名が重軽傷を負うという痛ましい事故でした。

国土交通省では、事故発生直後に事故対策本部を設置し、宮城交通(株)への監査、事故原因の調査分析を進めてきました。

警察とも連携した原因調査の中では、事故発生前に運転者が意識を消失していた可能性が高いとみて調査分析を進めておりますが、そのような状況に至った直接的な原因を特定するには時間を要する見通しとなっております。

高速バスの輸送の安全確保は喫緊の課題であることから、今般、運転者の体調急変に伴う事故を防止するための更なる対策を講じます。

詳細は以下の自動車局HPに掲載されておりますので、ご覧ください。





【7. 大型トラックが自転車等を巻き込む左折死亡事故が多発しています！（関東運輸局がプレスリリース）】

トラックの死亡事故については、過去に大型トラックの左折事故が社会問題となり左折巻き込み防止装置対策などの車両安全対策が施されてきましたが、今般、関東運輸局管内における平成24年に発生した事業用自動車の事故状況について分析を行ったところ、依然として大型トラックが左折時に自転車や歩行者を巻き込む死亡事故が多数発生していることが判明しました。

当該事故について事故要因調査を行ったところ、年数の経過とともに事業者や運転者の左折時における危険認識が薄れてきており、また、運転者席からの視界を確保するために左扉の下部に設けられた窓を柵等により遮り死角が増大するなど安全機能を損なっていることが事故要因であると思われます。

このため、関東運輸局は関係事業者に対して左折時の危険性について周知指導するとともに再発防止策の徹底を図っていくこととしています。

詳しくは、関東運輸局のホームページをご覧ください。

→ [http://www.tb.mlit.go.jp/kanto/press/date/1312/cs\\_p131218.pdf](http://www.tb.mlit.go.jp/kanto/press/date/1312/cs_p131218.pdf)



【8. 関越道高速ツアーバス事故を受けた「高速・貸切バスの安全・安心回復プラン」について】

平成24年4月29日に発生した関越道高速ツアーバス事故を受けて、国土交通省自動車局では、以下の各検討会を設置し、学識経験者等のご意見を踏まえながら対策の検討を進めて参りました。

今般、各検討会の検討結果を踏まえ、今後2年間にわたり、「高速・貸切バスの安全・安心回復プラン」を実施することとし、平成25年4月2日に公表しましたのでお知らせ致します。

（各検討会）

- ・「バス事業のあり方検討会」
- ・「貸切バス運賃・料金制度ワーキンググループ」
- ・「自動車運送事業者に対する監査のあり方に関する検討会」
- ・「高速ツアーバス等の過労運転防止のための検討会」





をしたり、メーカーのリコール隠しを防ぐために活用されます。

・ホームページ受付 ( [www.mlit.go.jp/RJ/](http://www.mlit.go.jp/RJ/) )

・フリーダイヤル受付 0120-744-960

(平日 9:30~12:00 13:00~17:30)

・自動音声受付 03-3580-4434 (年中無休・24時間)

\* 自動車のリコール等の通知等があったときは！

使用されている自動車について、自動車ディーラーなどから、リコール又は改善対策の通知が送付されたり、その対象であることが新聞等で公表されたときは、安全・環境への影響から、その自動車の修理を行うことが必要になったということです。道路運送車両法により、自動車ユーザーは、自分の自動車が保安基準に適合するよう点検・整備する義務がありますので、忘れずに修理を受けましょう。

